

期末試験が近づいてきました！生徒の皆さんにとって試験は辛いものでしょうか？ 実力は最大限に発揮できるでしょうか？ 定期試験は、日頃の学習の成果を「公平に」評価してもらえます！

ところが、病気や障がいを理由に、「実力を発揮できない」としたら、公平に評価してもらえますでしょうか。病気や障がいなどで「公平なスタート地点」に立つことができない場合は、バリア（障がい）となっているものをとりのぞく必要がありますよね。実は、この「バリアをとりのぞく」ことは法律でも定められています。

## 【障害者差別解消法】を知っていますか？

今月4日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者差別解消法）が公布されたのを知っていますか？ 2016年に施行された同法律の内容を一部改正したもので、障がいのある人もない人も、誰もが暮らしやすい社会にしていくために、行政機関（国・都道府県・市町村などの役所）や民間事業者（会社やお店など）に対し、★「障がいを理由とする差別を禁止」し、★「合理的配慮の提供」を求めるものです。

### ★「障がいを理由とする差別」って？

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどです。（例：右図）



▲受付の対応を拒否

### ★「合理的配慮」って？

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思（※）が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。（※言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、<sup>ひつだん</sup>実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。）



▲学校の入検や入学を拒否

（参考：内閣府リーフレット『合理的配慮を知っていますか』）



**邇摩高校でも合理的配慮を提供します！**

興味のある人・詳しく知りたい人 ▶▶▶ まずは担任の先生へ相談を！

[裏面あり]

